

令和8年度慶良間諸島国立公園におけるホエールウォッチングブランディング等業務に関する提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価 区分	得点配分			技術上の基準		基礎点 の採点	加点の 採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	－	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	－		
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。		
2 業務の実施方法										－	－
	2.1 仕様書3(2)②の業務内容		冬の慶良間諸島ならではの感動体験に繋がるようなファムトリップのコース造成の工夫を具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.2 仕様書3(2)⑥の業務内容		ファムトリップ後の意見交換会で実施するアンケートについて、プロモーション方針等の検討につなげるために必要な内容・設問の工夫を具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.3 仕様書3(5)の業務内容		慶良間諸島内の宿泊施設の現状把握のための調査について、回収率の向上や調査結果を地域に還元する際に必要な観点を具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された内容が具体的に適切なものであること。	提案された内容が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.4 追加的業務の提案		本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	10	－	10	－	提案に係る追加的業務が具体的にあり、業務目的を達成する上で必要かつ効果的なものであるか。		
3 業務の実施計画			仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		

4 業務の実施体制										—	—
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	10	15	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者（又は再委託者）に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。			
			任意	5	—	5	—	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。			
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の過去5年以内の類似業務（自然資源を生かした観光に関するブランディング、プロモーション、ファムトリップ、イベント運営に関する業務）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。	任意	20	—	20	—	従事者に本業務の類似業務の実施実績がある場合、1件につき4点ずつ加点する。（最大5件まで）			
			必須	5	5	—	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	—			
5 組織の実績		過去5年以内に類似業務（自然資源を生かした観光に関するブランディング、プロモーション、ファムトリップ、イベント運営に関する業務）の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	20	—	20	—	過去に類似業務の実施実績がある場合、1件につき4点ずつ加点する。（最大5件まで）			
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	—	5	—	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点（5点）。			

7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定） 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。		
----------------------------------	--	----	---	---	---	---	---	--	--

8 企業等の賃上げの実施								—	—
	事業年度(又は暦年)において賃上げを実施した中小企業等	・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を2.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。	任意	10	—	10	—		
			技術点小計		45	155	加点合計		
								基礎点	45
			価格点	100				価格点	
			総計					総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、順良;2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。